

古賀市に進出いただく企業への支援 ～古賀市企業立地促進条例～

古賀市商工政策課

概要

支援の要件（詳しくはP3～5）

1. 指定区域で操業を開始すること
2. 投下固定資産総額のうち家屋・構築物の総額が2億円以上（土地を除く）
3. 常時雇用従業員が5人以上
4. 市税の滞納がない等

**全てを満たす必要
があります**

支援の内容（詳しくはP6～9）

1. 新規対象固定資産に対する固定資産税の課税免除（3年間）
2. 古賀市民を雇用した場合、雇用奨励金の交付（12万円/人または24万円/人）
3. 本社機能の設置を行った場合、本社等立地交付金の交付
 - ・ 正規雇用している従業員の転入に要する費用（古賀市に転入した場合）
 - ・ 本社機能の設置に要する事務的経費
 - ・ 登記費用相当額（本店登記を行った場合）

**対象となるもののみ
の支援となります**

支援の要件

1. 指定区域での事業開始

指定区域で事業所を新設または増設し、操業開始すること。

〔ことばの意味〕

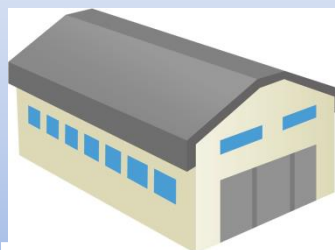
- 新 設・・・事業所を**新築**すること
- 増 設・・・既存事業所を増築すること（床面積で10%以上増加すること）
- 操業開始・・・新設又は増設した事業所を、事業のために使用し始めること

新 設



または

増 設



+



10%以上

指定地域

既存工場

増築部分

支援の要件

2. 投下固定資産総額が2億円以上

操業開始に伴い取得した事業の用に供する固定資産の総額が2億円以上であること。

〔対象固定資産〕

○家屋、構築物・・・建設の着手から3年以内に事業開始し、
操業開始日から直近の1月1日に建設されているものに限る

※土地代を含まない

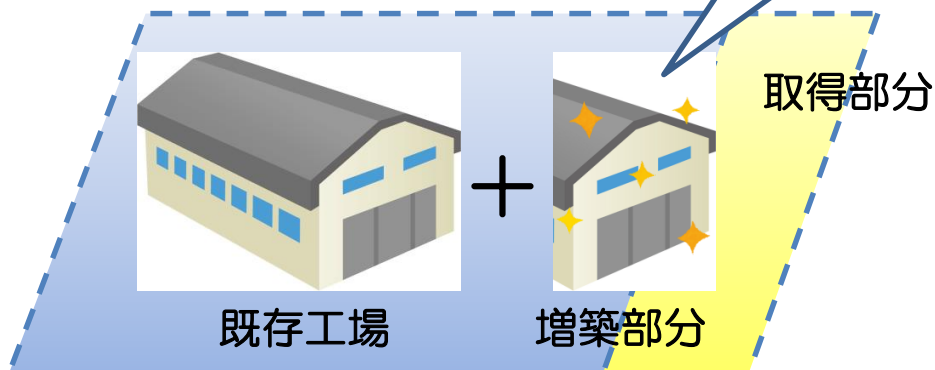
※事業を開始する事業者と密接な関係を有する事業者（親子関係に準ずる関係）が取得したのもも総額に含むことができる

新設の場合



建築費 \geq 2億円

増設の場合



建築費(増築部分) \geq 2億円

支援措置の要件

3. 常時雇用従業員が5人以上

期間の定めがなく、雇用保険の被保険者である従業員的人数が5人以上であること。

4. 市税の滞納がない等

- 市税及び本市に関する使用料等を滞納していないこと。
- 重大な法令違反がないこと。
- 暴力団または暴力団員でないこと。
- 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者が役員となっていないこと。
- 暴力団または暴力団員、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者と密接な関係を有し、またはその利益となる活動を行っていないこと。

支援措置の概要

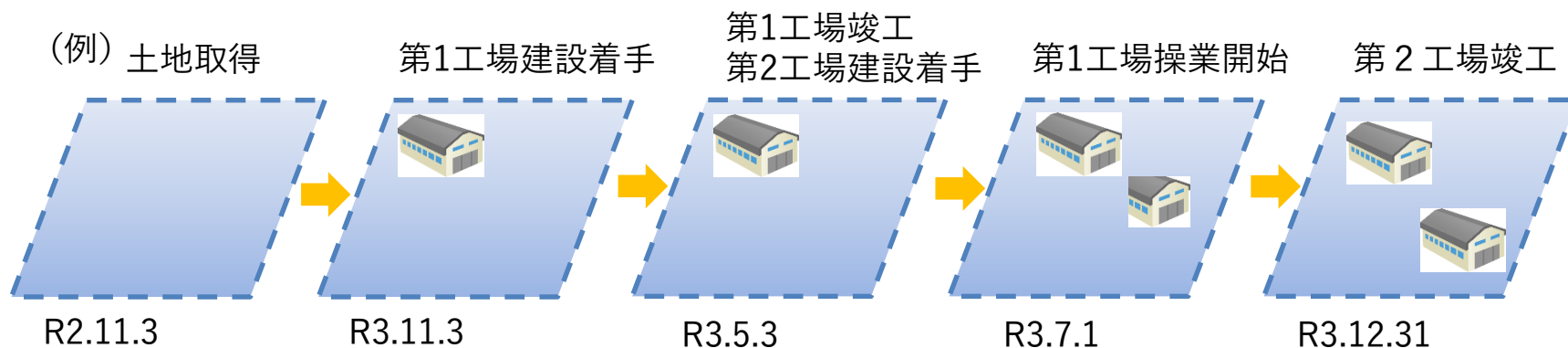
1. 新規対象固定資産税の課税免除

対象：操業開始に伴い建築（増築）した家屋・構築物、取得した土地に対する固定資産税

- ・親会社・子会社等が建築、取得したのも対象
- ・家屋・構築物：建設の着手から3年以内に事業開始し、事業開始日から直近の1月1日に建設されているもの
- ・土地：取得の日から3年以内に家屋または構築物の建築に着手したもの

内容：3年度分免除

- ・操業開始日が4月1日～1月1日の場合：操業開始の翌年度から3年分
- ・操業開始日が1月2日～3月31日の場合：操業開始の翌々年度から3年分



固定資産税免除年度 令和4年度、令和5年度、令和6年度

支援措置の概要

2. 雇用奨励金の交付

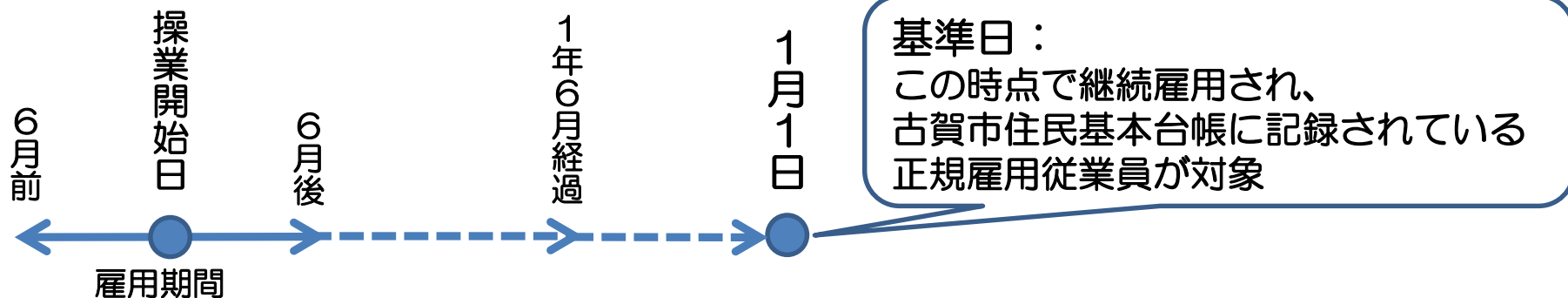
新規に正規雇用し、その従業員が古賀市に在住している（した）場合に、一人当たり**12万円**を交付する。

本社機能を設置した場合は、一人当たり**24万円**を交付する。

※1事業者100人を限度

- 操業開始日から前後6月以内に、任期の定めのない雇用をしている
- 雇用保険の被保険者である
- 操業開始日から1年6月経過した後の直近の1月1日に引き続き雇用され、古賀市の住民基本台帳に記録されている

すべてに該当



(例1) 令和2年4月1日に操業開始 ⇒ 令和4年1月1日が基準日

(例2) 令和3年10月1日に操業開始 ⇒ 平成6年1月1日が基準日

支援措置の概要

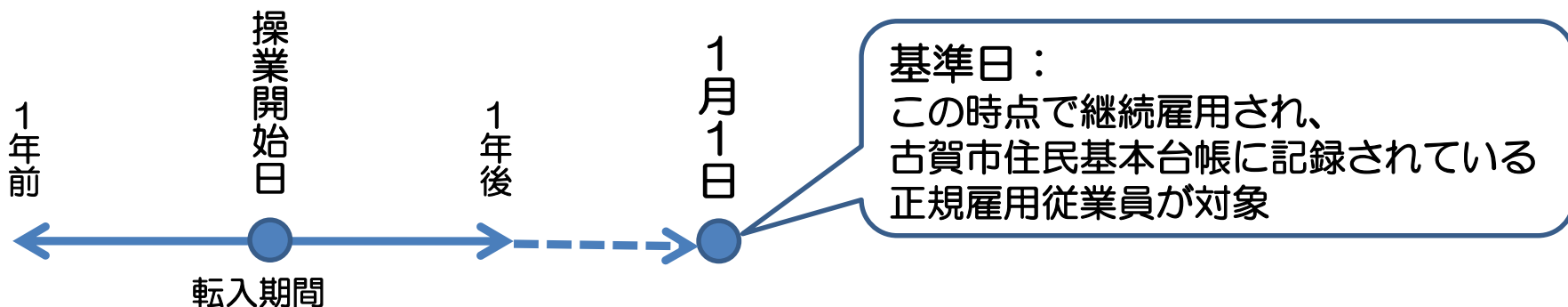
3. 本社等立地交付金の交付

操業開始前後1年以内に本社機能の設置を行った事業者に対して、交付金を交付する。

※操業開始日前後1年以内に本社機能の設置を行った事業者に限る。

○常時雇用従業員の転入に要する費用（転入費用）※1事業者100人を上限

操業開始日前後1年以内に古賀市に転入し、操業開始日から1年経過した後の直近の1月1日に古賀市住民基本台帳に記録されている従業員数 × 金額（転出地域により決定）



[転出地域]

- ・九州 **5万円**
- ・近畿・中国・四国 **10万円**
- ・中部 **15万円**
- ・関東・東北 **20万円**
- ・北海道・海外 **30万円**

支援措置の概要

3. 本社等立地交付金の交付

○本社機能の設置に必要な事務的経費

資本金の額に応じて交付

[資本金]

- ・ 1,000万円以上1億円未満 **20万円**
- ・ 1億円以上10億円未満 **50万円**
- ・ 10億円以上50億円未満 **210万円**
- ・ 50億円以上 **360万円**

○本店登記の費用

本店登記をした場合に限り交付

一律 **20万円**